

介護老人保健施設みどりの杜
介護予防通所リハビリテーション料金表【2割負担用】

別紙1

令和3年4月1日改訂

月に4回利用した場合の月額概算費用（*加算はサービス提供体制加算のみの場合）

要介護度	1.基本サービス費	2.加算	3.食費	4.その他費用	合計
要支援1	4,468円	192円	2,840円	1,260円	8,760円
要支援2	8,702円	383円	2,840円	1,260円	13,185円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

1.基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

要介護度	月額
要支援1	4,468円
要支援2	8,702円

2.加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目	金額	内容
開始から12月を超えた場合の減算	要支援1 44円	開始から12月を超えて予防通所を利用した場合（月額より減算）
	要支援2 87円	
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）	1,223円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）
若年性認知症利用者受入加算	523円	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合（月額）
運動器機能向上加算	490円	運動機能向上計画に従い、サービス提供している場合（月額）
栄養アセスメント加算	109円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）
栄養改善加算	436円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 44円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(II) 11円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(I) 327円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合（月額）
	(II) 348円	(I)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
科学的介護推進体制加算	87円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（I）	1,045円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（II）	1,524円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
事業所評価加算	261円	要支援状態の維持・改善が一定以上の場合（月額）
サービス提供体制強化加算	(I) 要支援1 192円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(I) 要支援2 383円	
	(II) 要支援1 157円	介護福祉士の配置が50%以上
	(II) 要支援2 314円	
	(III) 要支援1 53円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
	(III) 要支援2 105円	
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）	介護報酬総単位数×（I）4.7%×10.88 （II）3.4%×10.88 （III）1.9%×10.88	
介護職員等特定処遇改善加算（I）（II）	（I）所定単位数×2.0%×10.88 （II）所定単位数×1.7%×10.88	

3.食費

項目	金額	内容
昼食	710円	昼食代

4.その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。